

R2.11.2「子ども子育て応援会議」

# 江戸川区児童相談所の現状について

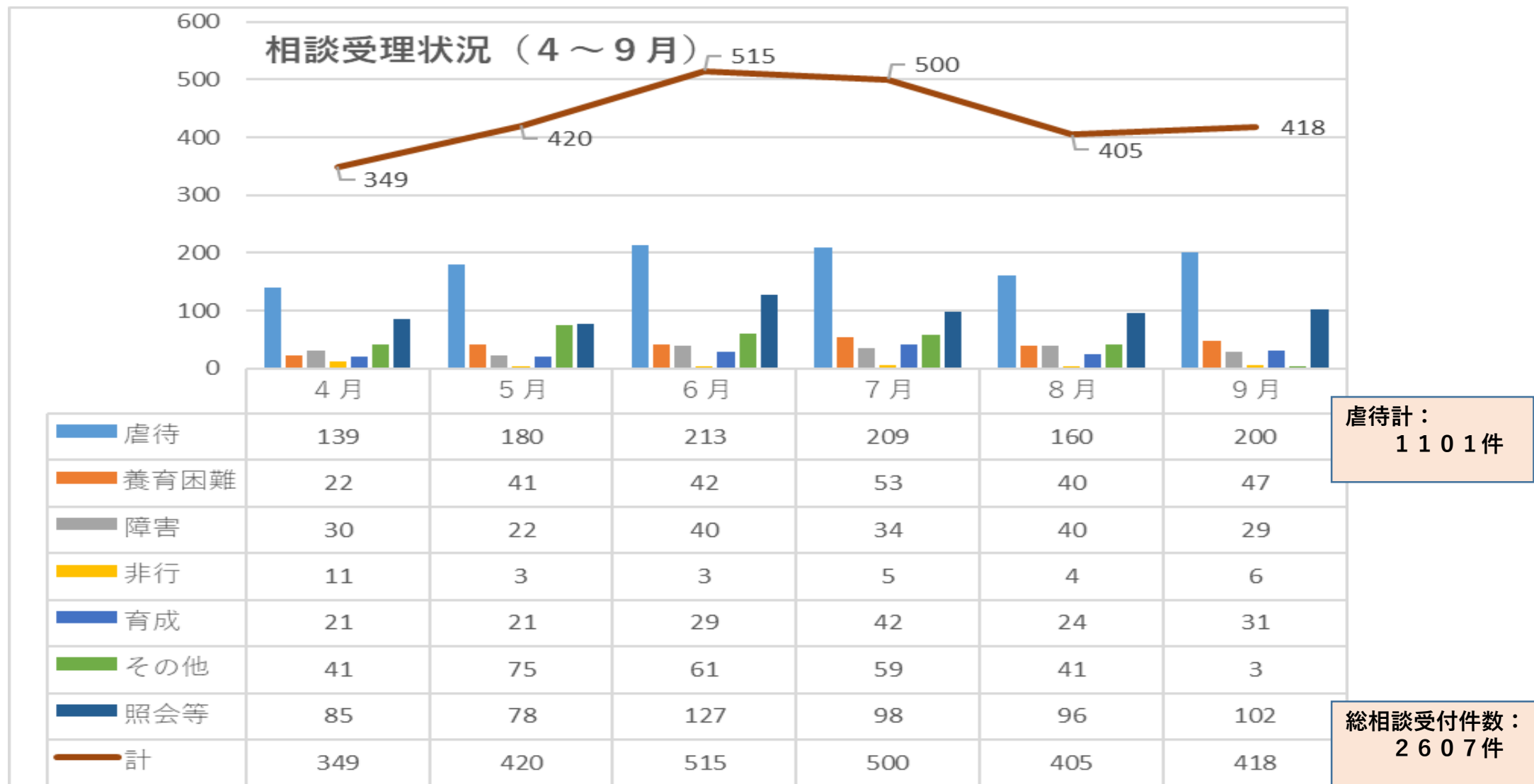
江戸川区児童相談所長

上川光治

# I 江戸川区児童相談所の相談受付状況（現況）

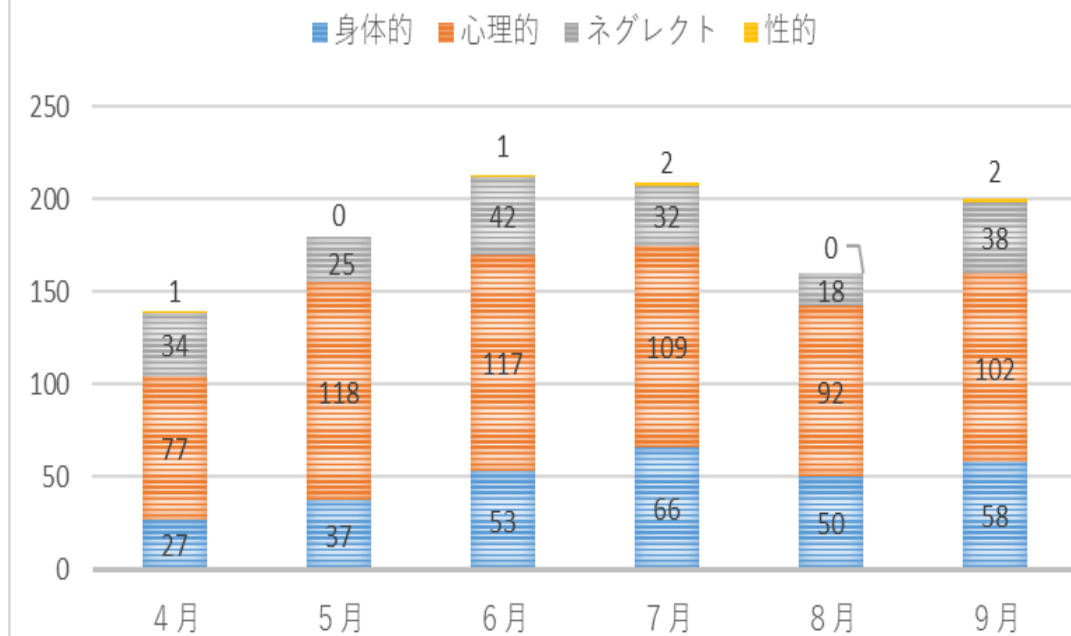


# 1 相談受付状況

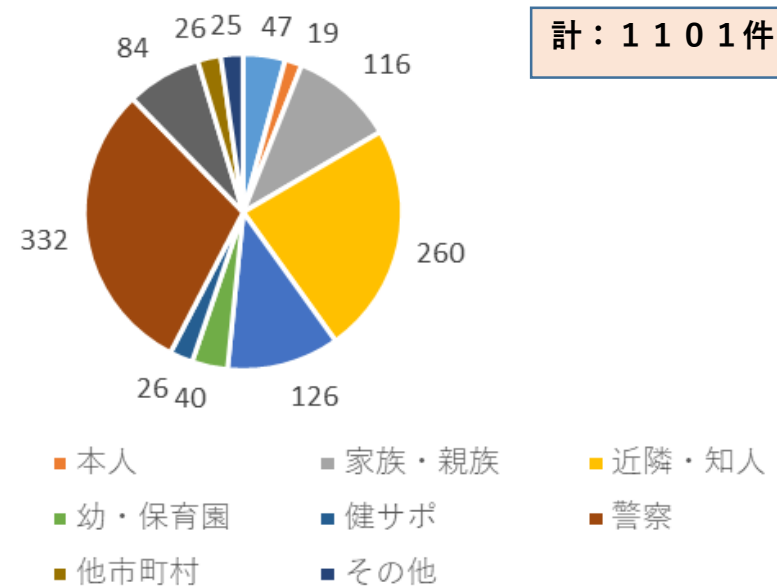


## 2 虐待相談受付状況

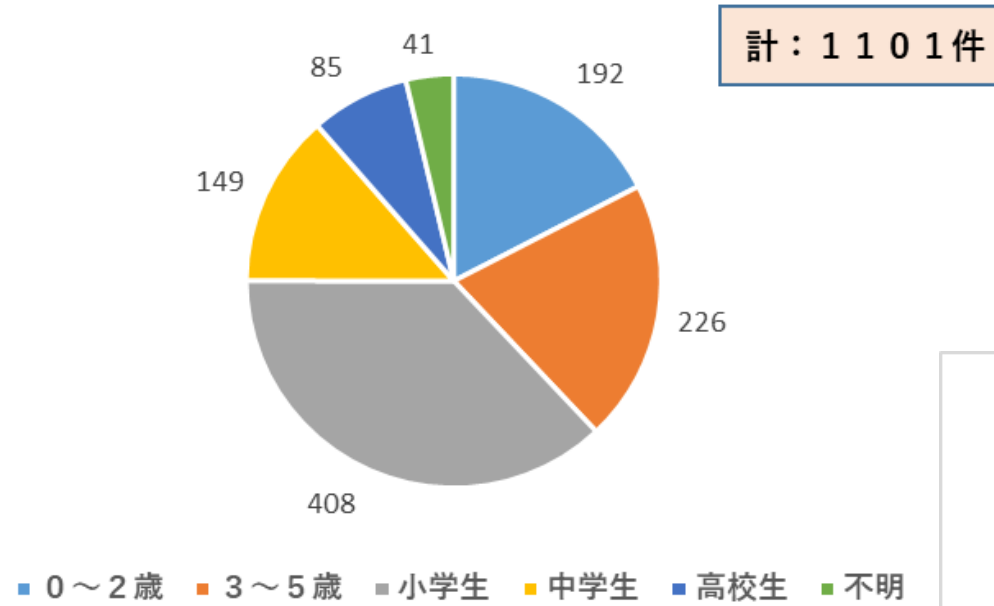
① 虐待相談受付状況（種類別）



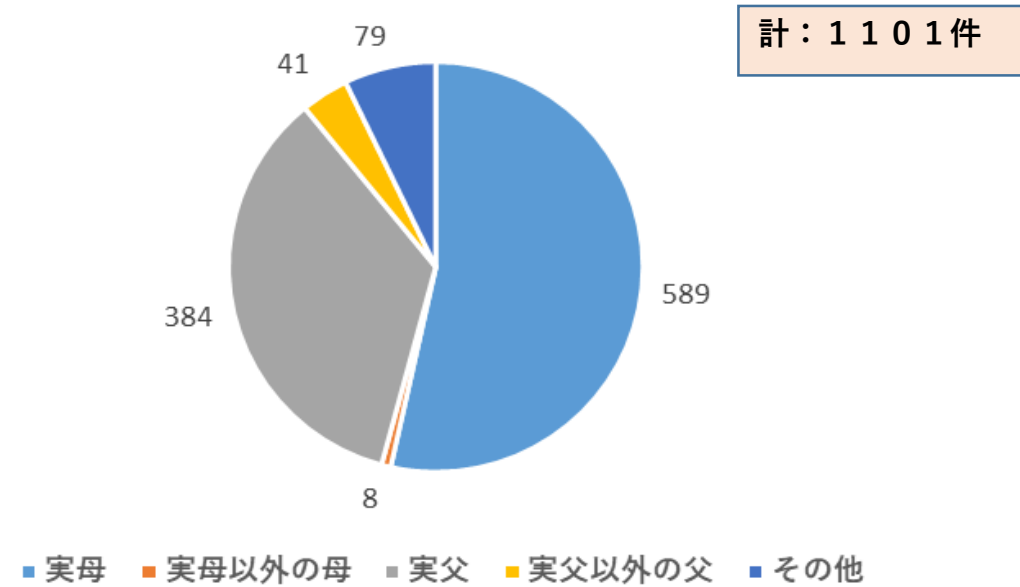
② 4～9月虐待相談受付状況（通告者別）



③ 4～9月虐待相談受付状況（年齢別）



④ 4～9月虐待相談受付状況（虐待者別）



## II 基本的な相談対応

### 1 江戸川児童相談所の基本理念

すべての子どもが等しく持つ権利を保障し、基礎的自治体として、区民・関係機関と協働し、子どもの最善の利益を優先した相談援助活動を実施する

### 2 基本理念の実現に向けたコンセプト

① 窓口対応の一元化

わかりやすい窓口の設置・運用

② 指揮命令系統の一元化

課題発生時の迅速・的確な対応

③ 支援対応の一元化

地域力・区の施策を活用した発生予防

江戸川区の  
子どもは、  
江戸川区で  
守る！！

### 3 相談の種類

相談の種類	主な内容
養護相談	虐待、養育困難などに関する相談
障害相談	発達障害、知的障害、肢体不自由などに関する相談
非行相談	く犯行為、触法行為に関する相談
育成相談	しつけ、性格行動、不登校などに関する相談
その他の相談	里親希望、夫婦関係など上記4つの相談に属さない相談
いじめ相談	上記5つの相談の一環として行われる「いじめ」に関する相談

## 4 児童相談所の本来機能

### ① 相談機能

◎子ども・家庭等の相談のうち、専門知識・技術を必要とするものについて専門的な角度から総合的に調査・診断・判定（総合診断）し、援助指針を定めて一貫した子どもへの援助を行う機能

### ② 一時保護機能

◎必要に応じ、子どもを家庭から離して一時保護する機能

### ③ 措置機能

- ◎子ども又は保護者を児童福祉司、児童委員等に指導させる機能
- ◎子どもを児童福祉施設・里親等又は指定発達支援医療機関に入所もしくは委託させる機能

### ④ 民法上の権限

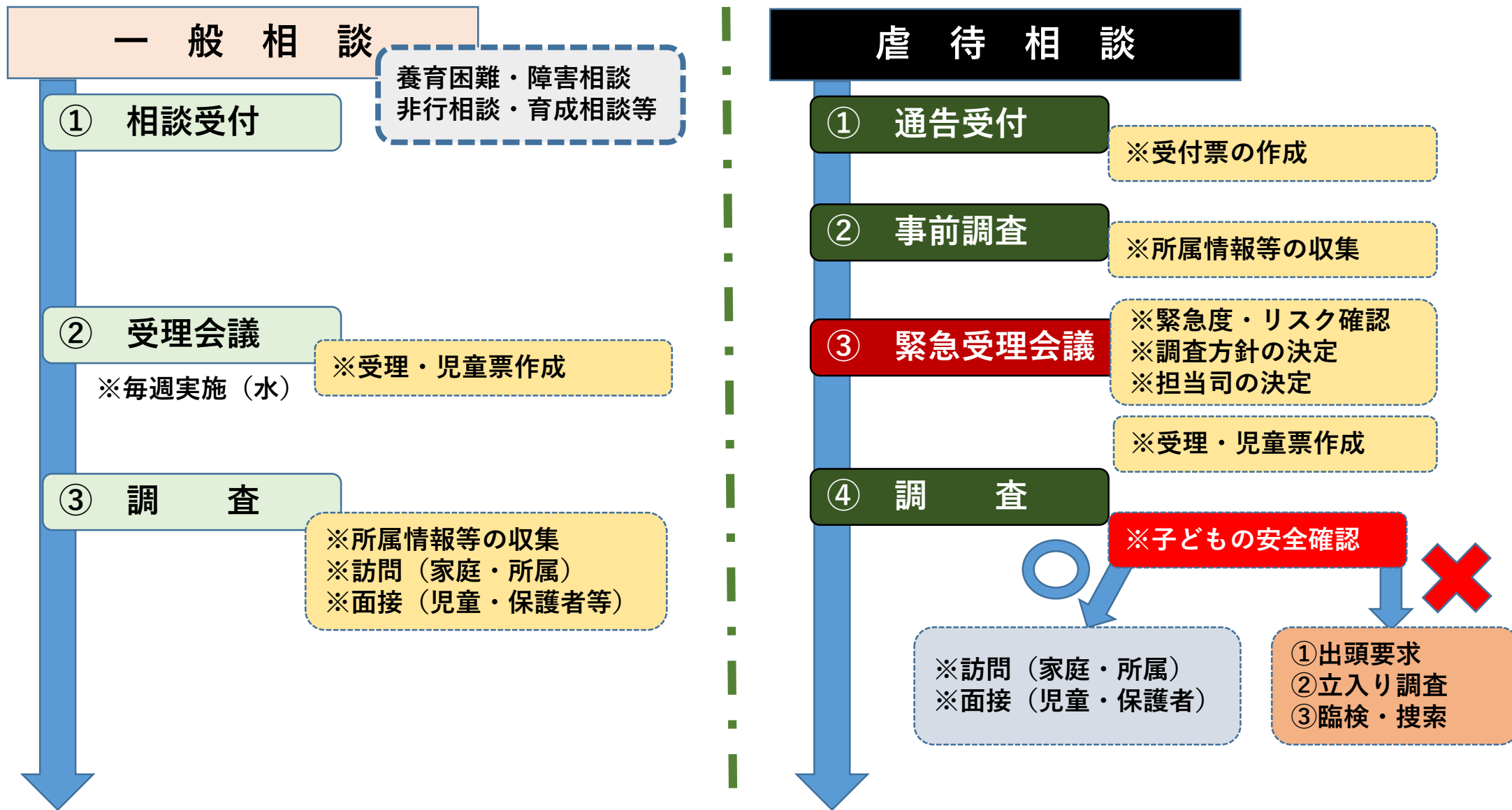
◎親権者の親権喪失・停止宣告の請求、未成年後見人の選任・解任請求を行うこと

### ⑤ その他の機能

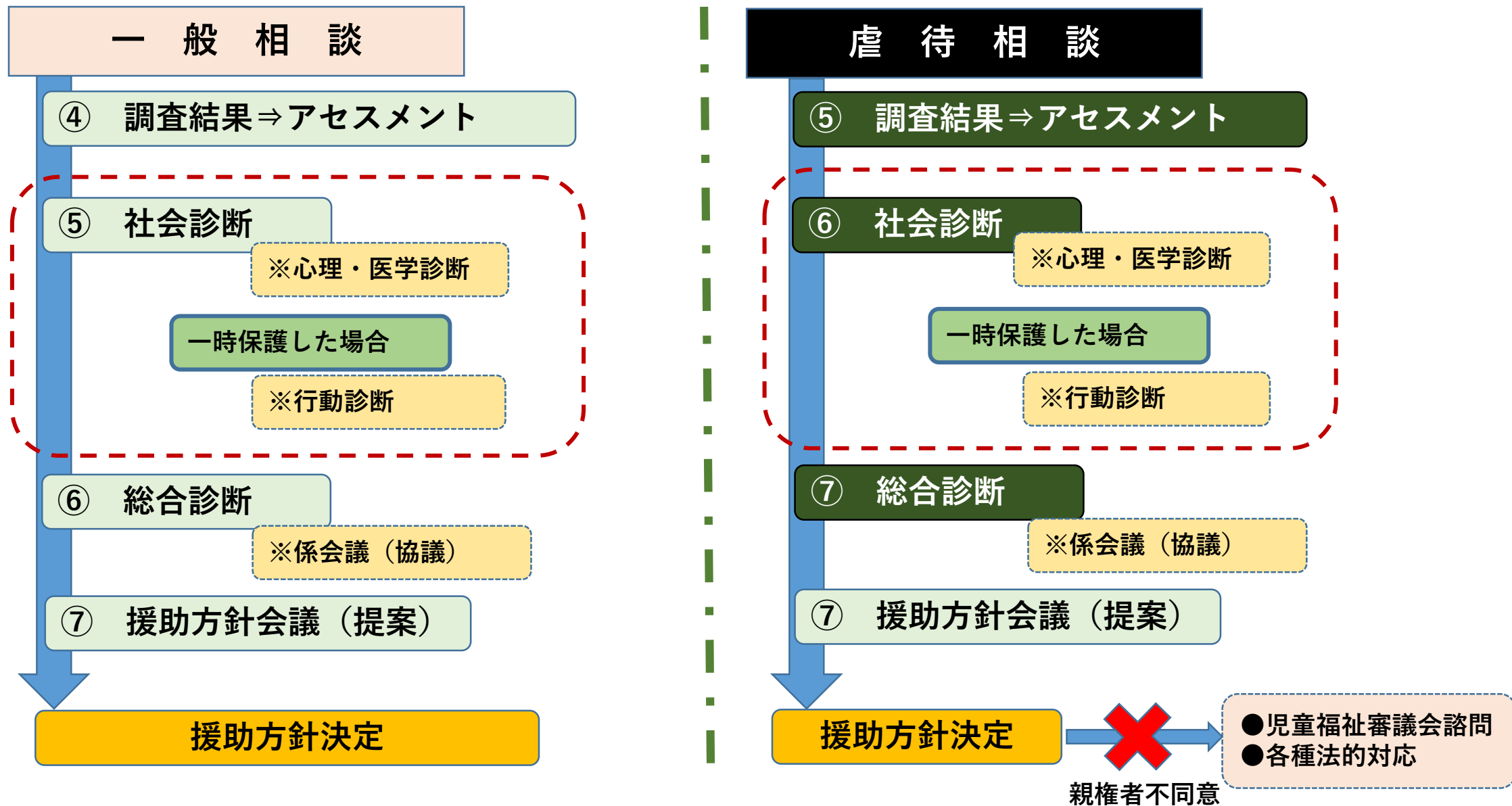
◎要保護児童対策地域協議会の設置・運営支援、地域関係機関のネットワーク化の推進



# 5 - ① 相談対応の流れ「相談受付から調査まで」



## 5-② 相談対応の流れ「アセスメントから援助決定まで」



## 6 児相の採る援助の種類

### 1 措置によらないもの

区分（種類）	根拠法	援助の内容
助言指導	法第11条関係	1,2回程度の助言・指示・説得・承認・情報提供により問題解決
継続指導	〃	3カ月程度の訪問、通所指導により問題解決
他機関あっせん・紹介	〃	他の専門機関による指導・訓練等により問題解決
児童自立生活援助	法33の6	義務教育終了後児童の社会的自立のため「自立援助ホーム」による援助

### 2 措置によるもの

区分（種類）	根拠法	援助の内容
訓戒・誓約書の提出	法27-1-1	誓約書を提出させ問題行動の抑止を図る
児童福祉司指導	法27-1-2	司の専門性を活用し、6カ月程度の訪問・通所指導で問題解決
児童委員指導	法27-1-2	家庭環境上の課題を児童委員の調整により問題解決
福祉事務所送致・通知	法26-1-4,5	福祉事務所の指導が必要な場合、15歳以上の児童のサービス利用のため送致
里親委託	法27-1-3	養育里親、特別養子縁組里親への委託措置
児童福祉施設等入所	法27-1-3等	乳児院、児童養護施設等への入所措置
指定発達支援医療機関委託	法27-2	国立高度専門医療センター等、厚労大臣の指定するものに児童委託
家庭裁判所送致	法27-1-4等	少年審判、強制的措置を必要とする児童を送致
家庭裁判所家事審判請求	法28-1,2等	児相長が申立て権限を持つ法的対応についての家裁への審判請求

# Ⅲ 一時保護所の状況

## 1 一時保護の目的と種類

「児童相談所長が必要と認める場合には、子どもの安全を迅速に確保し適切に保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、子どもを一時保護することができる」（法33条第1項）

- ① 緊急保護
- ② アセスメントのための一時保護
- ③ 短期入所指導

※子どもや保護者の同意を得て行うことが望ましいが、子どもをそのまま放置することが、子どもの福祉を害する場合には、  
⇒同意なく一時保護できる（職権による一時保護）

## 2 一時保護の期間

- 一時保護は、子どもの行動を制限するため、法律上は**2か月を超えてならない**と定められている。（但し、児相長が必要を認める場合は、引き続き行うことができる。）
- ただし、一時保護が**親権者等の意に反する場合**に、2か月を超えて引き続き行う場合は、2か月ごとに**家庭裁判所の承認を得なければならない**。

## 3 江戸川児相一時保護所の特色（理念）

- 「**生きる権利**」 ⇒ 健康で気持ちよく過ごす権利
  - 「**育つ権利**」 ⇒ 遊びや勉強のなかで、気づき、学ぶ権利
  - 「**守られる権利**」 ⇒ 虐待や差別、いじめなどから守られる権利
  - 「**参加する権利**」 ⇒ 公共の安全・秩序を犯さない限り、自由に意見表明できる
- 以上、**4つの子どもの権利を保障した支援の提供**

# 4 江戸川児相一時保護所の状況

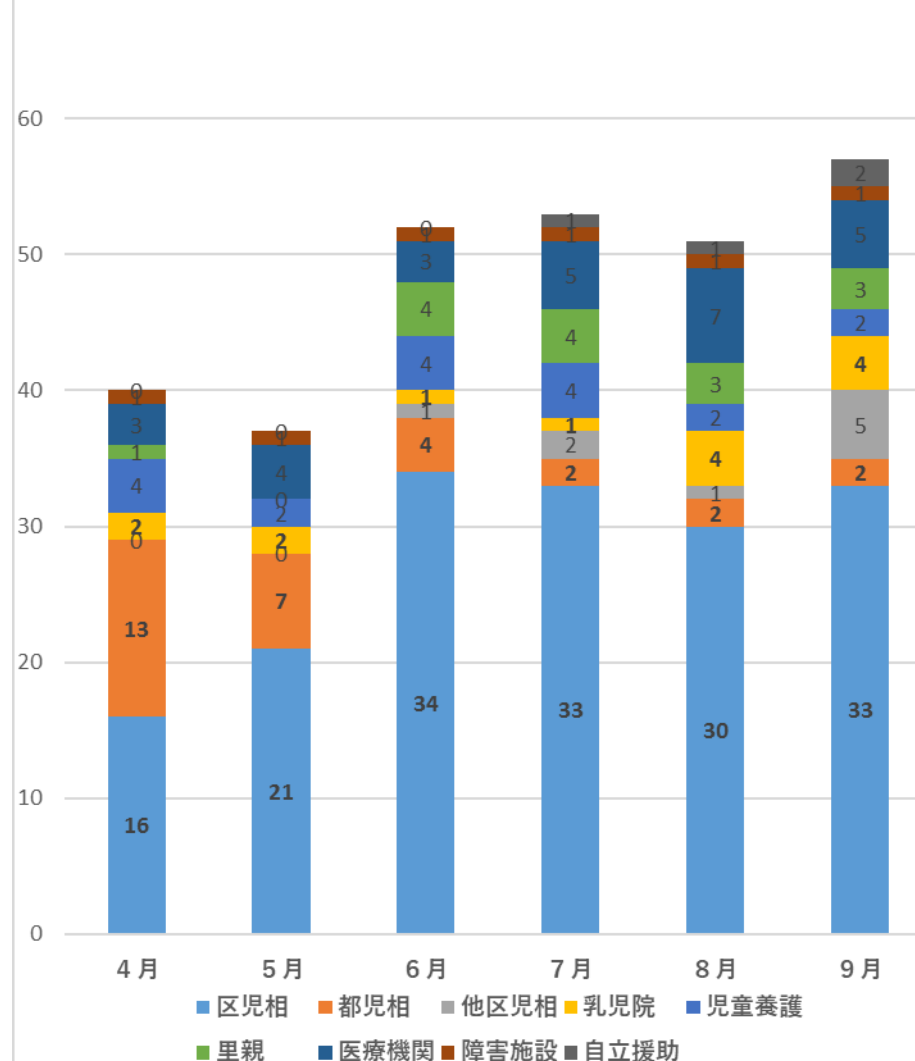
## 一日の生活

- 6時30分～ 起床
- 7時30分～ 朝食
- 8時30分～ 読書
- 9時00分～ 学習
- 12時00分～ 昼食
- 13時30分～ 学習（運動）
- 15時00分～ おやつ
- 16時30分～ 入浴
- 18時00分～ 夕食
- 19時00分～ 自由時間（だんらんタイム）
- 20時00分～ 日記・夜のおやつ
- 20時30分～ 就寝（小学生以下）
- 22時00分～ 就寝（中学生以上）

◆江戸川区一時保護所	
幼 児	7名
学齢男子	14名
学齢女子	14名
計（定員）	35名

## 一時保護所入所状況

一時保護の状況（各月末日入所数）



ご清聴 ありがとうございます。

